

広島市地域高齢者交流サロン運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項第2号イに規定する地域高齢者交流サロン運営事業の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、地域団体が実施しているサロン活動に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 おおむね65歳以上の者をいう。
- (2) サロン活動 高齢者などの利用者とスタッフ（世話人）が協働で企画して内容を決め、共に運営し、閉じこもり予防と住民同士のなじみの関係をつくっていくことを目的とした参加・交流型の活動をいう。
- (3) 町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（連合町内会等連合組織を含む。）をいう。
- (4) 地区（学区）社会福祉協議会 地区（学区）住民の生活の向上、福祉増進を図ることを目的として、地区内の町内会ほか各種団体によって構成された自主的団体（任意団体）をいう。
- (5) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の定めるところにより設立された法人をいう。
- (6) 老人クラブ 60歳以上の者を会員とし、豊かな知識と経験を生かして地域社会における諸活動に参加することにより、老後の生活を健全で豊かなものとし、生きがいを高めようという目的で結成された自主的な組織をいう。
- (7) 女性会 女性を会員とし、女性の教養、生活、地域の向上と地域福祉に寄与することを目的として地域に根ざした学習活動及び実践活動を行う団体をいう。
- (8) 協同労働団体 働く意欲のある人が集い、構成員全員が自ら出資して、人と地域に役立つ仕事に取り組む労働形態を採用する団体をいう。
- (9) ボランティア団体 自発的な意志に基づき、他人や社会に貢献する活動を行う法人格のない団体をいう。
- (10) 介護予防 高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐことをいう。

(実施団体)

第4条 補助金交付の対象となるサロン活動の実施団体（以下「実施団体」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 町内会・自治会、地区（学区）社会福祉協議会、NPO法人、老人クラブ、女性会、協同労働団体、ボランティア団体又はこれに類する団体であること。
- (2) サロンスタッフ（世話人）がいること。

- (3) 金銭管理等の会計事務を行う担当者がいること。
- (4) 活動の頻度が、原則として月1回以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、団体及びその構成員が、次の各号のいずれかに該当するときは、実施団体としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 市税を滞納している団体

（補助対象となるサロン活動）

第5条 補助対象となるサロン活動は、高齢者の介護予防の促進に繋がるような「通いの場」の目的にかなうものと認められるものであって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域の高齢者であれば誰でも参加可能であること。
- (2) 利用料は原則無料であり、食事代などの実費については利用者負担であること。
- (3) おおむね10名程度の参加者がいること。
- (4) 広く地域の高齢者が参加できるものとし、レクリエーション、歌、情報交換等多様な活動を展開すること。
- (5) 活動場所は、実施団体において確保すること。

2 実施団体は補助対象となるサロン活動を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) サロン活動に係る経費を専用で管理する出納簿を備えること。
- (2) 団体の会則及び活動規約を定めていること。

（費用の補助）

第6条 市長は、5万円を上限に予算の範囲内で、実施団体がサロン活動に要した費用の一部又は全部を補助する。

（実施団体の選定）

第7条 実施団体は、広く一般から募集し、選定する。

（立入検査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し、サロン活動に関する報告を求め、又は市職員にその活動場所等に立ち入り、活動内容に係る書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果是正が必要であると認める時は、速やかに当該実施団体に対し、期限を定めて是正する措置をとるべきことを命じることができる。

3 市長は、前項の命令を受けた実施団体等がこれに従わなかったときは、実施団体の選定を取り消し、補助金を返還させることができる。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において、地域高齢者交流サロン運営モデル事業補助金交付要綱を廃止する要綱（広島市社会福祉協議会要綱平成29年4月1日制定）による廃止前の地域高齢者交流サロン運営モデル事業補助金交付要綱（広島市社会福祉協議会平成28年7月1日制定）第17条第1項に規定する補助決定団体は、この要綱の施行の日以降において、第7条の規定により選定した実施団体とみなす。